要望書

(教育関係)

令和3年10月

佐 賀 県 市 長 会

令和3年度 教育関係要望事項一覧

〔計7件〕

〇教育庁関係	Ŕ
--------	---

1	学校のICT環境整備に係る支援等について・・・・・・・・P1
2	小学校における外国語教育の充実について・・・・・・・・・P 2
3	スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実について・・・・P3
4	特別支援教育の推進に係る支援について・・・・・・・・・P4
5	栄養職員(栄養教諭、学校栄養職員)の増員配置について・・・・・P6
6	小学校における英語・理科専科教員の拡充について【重点】・・・・P7
7	新型コロナウイルス感染症対策に係る学校支援の継続について【重点】

1 学校のICT環境整備に係る支援等について

ICT機器等の環境整備については、令和元年度からGIGAスクール構想による、1人1台の端末整備をするための補助制度が創設され、令和2年度で一定程度整備を行ったところです。

しかしながら、回線費やフィルタリング経費、年数経過とともに増大が予想される機器の修繕費等、運用に係る費用の財政負担が懸念されるとともに、今後の機器更新についての補助制度が示されていないことも懸案となっています。

このことから、学校のICT環境整備にあたり、以下のとおり要望します。

- 教育の機会均等という観点から、ICT環境等の維持更新や教育人材の育成、ICT支援員の確保等については、全国の児童・生徒が格差ない環境を享受できるよう、国庫補助等、直接かつ十分な財政措置が講じられるよう国への働きかけを行うこと。
- 教職員のスキルアップのための研修会や、「1人1台端末」の活用事例の紹介など、全市町共通で必要とする事項については、県において実施すること。
- 市町が県と同様な整備促進を図るためには、県の取組状況等の把握が不可欠であり、今後とも、県からの細やかな情報提供を行うこと。

関係法令等 GIGAスクール構想

2 小学校における外国語教育の充実について

学習指導要領において、小学校中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入し、その充実にあたっては、新教材の整備、研修、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備をすることと明記されています。

また外国語教育においては、小・中・高等学校での一貫した教育が必要であることから、①「聞くこと」②「読むこと」③「話すこと〔やり取り〕」④「話すこと〔発表〕」⑤「書くこと」の5つ領域で目標が設定されるとともに、授業時限も増加しています。

しかし、小学校で教科として英語を教えるのは初めてのことであり、英語の免許を持つ小学校教員は少なく、ALT(外国語指導助手)等に頼らざるを得ない状況です。

ALTの任用については、JETプログラムを活用することで普通交付税措置が、また、ALTの世話役(JETプログラムコーディネーター)の配置についても特別交付税措置がされています。しかし、JET-ALTの現地での生活(住居・移動手段の確保、生活全般のサポートなど)は全て市町村に委ねられており、JETプログラムコーディネーターの配置だけでは補えない事務等が多く、任用人数が増えるにつれ自治体の事務負担も多大となるため、民間のALT派遣業者に業務委託せざるを得ない状況となっています。

学習指導要領には外部人材の活用などの条件整備をすることと明記されていることから、地域におけるALT任用の推進を図るため、JETプログラムのみならず、民間のALT派遣業者等の活用も含めた制度改善と財政措置の充実について国への働きかけを要望します。

関係法令等

• 新学習指導要領

3 スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実について

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られます。こうした多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対しては、親と教員だけで解決できないことも多く、抱えている問題・悩みによっては、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉に関する専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置が求められ、年々必要性を増しているところです。

しかしながら、学校にあっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(以下、スクールカウンセラー等)の相談時間が短いこと、相談日が限られていることから、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないこと、更には、児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくいなどの課題があります。また、現在、中学校での活用頻度が多いため、小学校まで十分対応ができない状況にあります。

このことから、以下の改善を要望します。

- スクールカウンセラー等の相談時間数を増加すること。
- 小学校においては、現在の各学校あたり月1回程度の活用から、週1回、もしくは2週間に1回に拡充すること。

関係法令等

4 特別支援教育の推進に係る支援について

特別支援学級や通級による指導を必要とする児童生徒の増加や、通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応など、インクルーシブ教育の理念に基づき、多様な子どものニーズに的確に応えていくため、人的及び物的な施設面での充実が喫緊の課題です。

昨年度より、佐賀県全体における特別支援教育アドバイザー養成研修の実施は もとより、県内の一部自治体においては特別支援エリアリーダーの配置も頂いた ことから、これらを活用し、特別支援教育の充実を図っていきたいと考えており ます。

一方で、公立小中学校に入学する配慮を要する児童生徒が大幅に増えている現状に対し、支援員の財政措置及び学校施設・設備の整備については十分であるとは言えない状況であることから、以下の事項について、県の支援の充実及び国への働きかけを行って頂くよう要望します。

- 教育支援委員会において特別支援学校に就学することが望ましいと判断された児童生徒が、特別支援学級に就学した場合には、国及び県が教職員の加配により支援すること。
- 児童生徒の個性に応じたきめ細やかな対応を行うため、特別支援学級の定員 を現行の8名から半数以下に見直すこと。特に、自閉症・情緒障がい特別支 援学級については、定員を3名までとすること。
- 通級指導教室を希望する児童生徒が増加していることから、通級指導教室の 新たな設置については、地域のバランスを考慮し、小学校からの学びを中学 校へ繋ぐことが出来るよう配慮すること。
- インクルーシブ教育システム構築に必要な環境整備に関する支援策を講じること。
- 特別支援教育支援員の配置については、財源及び使途の明確化の観点から、

交付税による財政措置ではなく、国庫補助による支援を行うとともに、県と しても独自の財政支援を講じること。

関係法令等

- 発達障害者支援法
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

5 栄養職員(栄養教諭、学校栄養職員)の増員配置について

例えば、鳥栖市学校給食センターでは、1日平均約5,200食を提供するとともに、可能な限りの手作り給食、食物アレルギーのある児童へのきめ細かな対応を運用の柱としているところです。また、体制につきましては、本年度は県教委の配慮により、2名増員の栄養職員4名(栄養教諭3、学校栄養職員1)の配置となっております。

このような加配配置により、それまでほぼ実践することが出来なかった食育授業などに徐々に取り組み、児童へ「食の大切さ」や「行事と食の関わり」「食事のマナー」などに時間がさける状況が見えてきた一方で、延べ160名の食物アレルギー児童への対応や栄養管理、衛生管理、物資管理等の給食提供のための基本業務を日々こなしていくことを考えると、栄養職員4名体制でも厳しい状況が続くものと想定されます。

このことから、今後も可能な限りの手作り給食、安全で安心なアレルギー食対応、栄養管理、衛生管理、食育授業などを行っていくためにも、栄養職員の増員 (加配) 配置を要望します。

関係法令等

• 学校給食法、学校教育法、食育基本法

6 小学校における英語・理科専科教員の拡充について

現在、県内の小学校においては一定程度の英語専科教員、理科専科教員の配置がなされていますが、新学習指導要領で求められている「主体的、対話的で深い学び」を具現化し、児童の英語好き、理科好きを増やしていくためには、更なる充実が必要と考えます。

また、専科教員がその専門教科の授業を担当することで、質の高い授業が実践されるとともに、学級担任には時間的余裕が生まれ、引いては業務改善も図られるものと考えます。

つきましては、小学校における英語・理科専科教員の拡充を要望します。

関係法令

7 新型コロナウィルス感染症対策に係る学校支援の継続について

例えば、嬉野市では、令和2、3年度においては、国、県の補助事業を活用して、外部人材「スクール・サポート・スタッフ」による校内消毒、換気、児童生徒の健康管理及び給食配膳の補助などを行うことで、教職員の負担を軽減し、子どもたちと触れ合う時間を確保する事業を実施しています。

新型コロナウィルス感染症の収束が見えない中、感染症対策を講じながら、 授業、部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保証 していくためには、今後も学校現場に対する継続的な支援が不可欠です。

このことから、来年度以降につきましても、各学校において新しい生活様式が定着し、児童生徒にとって安心安全な教育を維持整備するための人的支援、 感染症対策に係る費用等に対する継続的な財政支援について、国に対し強く要望して頂くとともに、県においても特段の配慮をお願いします。

関係法令

- ·教育支援体制整備事業費補助金交付要綱
- ・佐賀県スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付要綱
- 学校保健特別対策事業費補助金交付要綱

令和3年10月5日

佐賀県知事

山口祥義様

佐賀県教育長

落 合 裕 二 様

佐賀県市長会 会長 秀 島 敏 行